

令和6年3月8日
総務部経理課契約係

工事請負契約条項の一部改正について

区が契約で使用する工事請負契約条項について、令和6年4月1日から以下のとおり一部改正します。

1 改正の概要

(1) 現場代理人の常駐について（第11条）

現場代理人の常駐義務の例外について定めた規定について、項目を限定した記載を改め、週休2日交替制工事においても現場代理人の週休2日が確保されるよう見直します。

(2) その他所要の改正を行います

2 施行日

令和6年4月1日以降に公告等を行う案件から適用する。

お問い合わせ

総務部 経理課 契約係

電話 03-5307-0612